

## 農業地域に関する情報提供について

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の  
発電の促進に関する法律について」

# 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要

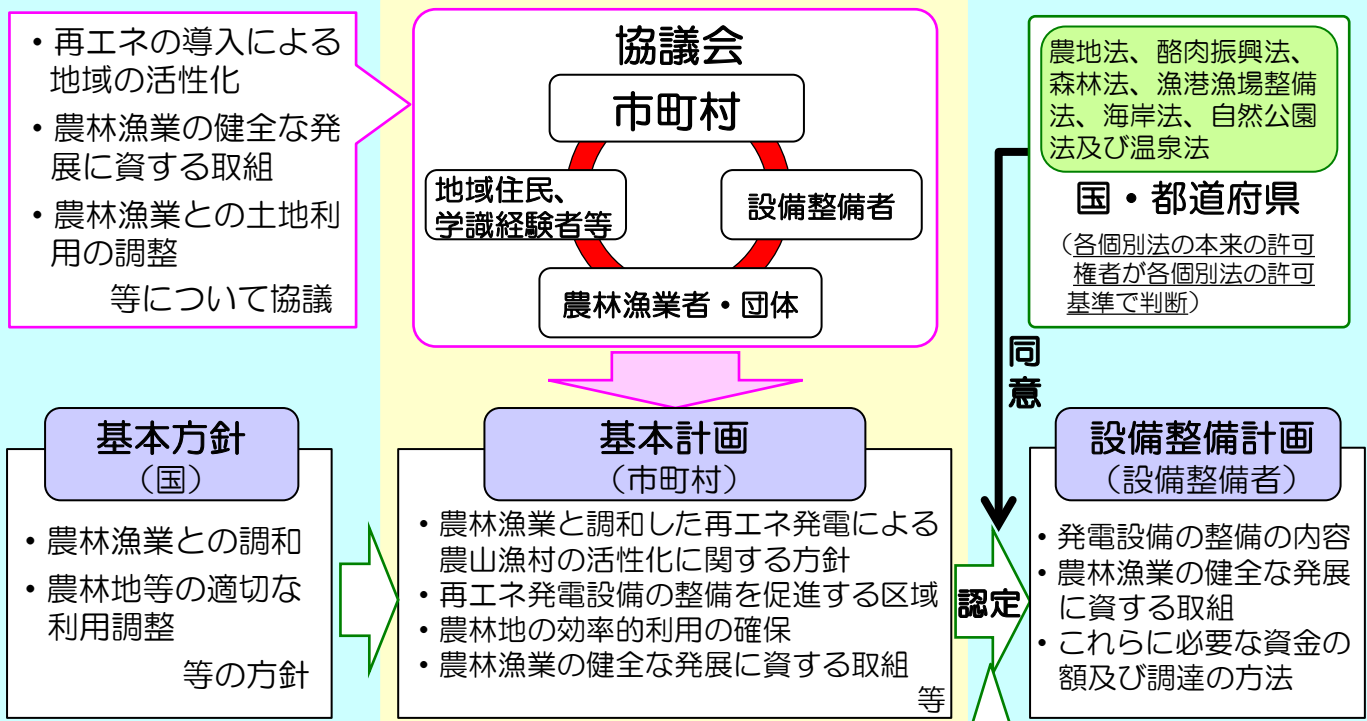
## 趣旨

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

## 1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

## 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度



## 3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

## 4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

農林漁業の健全な発展と調和のとれた  
再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律について

平成25年12月

農林水産省

# 1. 農山漁村における再生可能エネルギー発電

- 農山漁村においてバイオマスや水などの地域資源を活用した再生可能エネルギー発電の導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要。

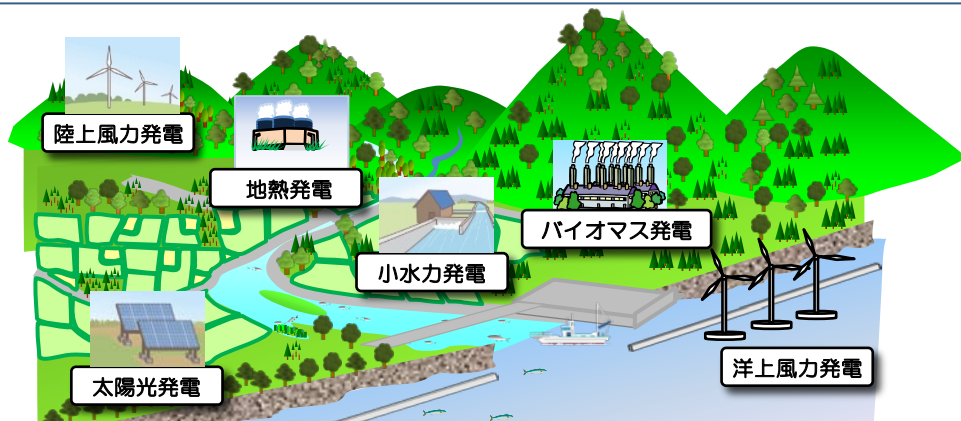
## 再生可能エネルギーとは

- 再生可能エネルギーの定義 フィレナ  
(※国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) における定義)

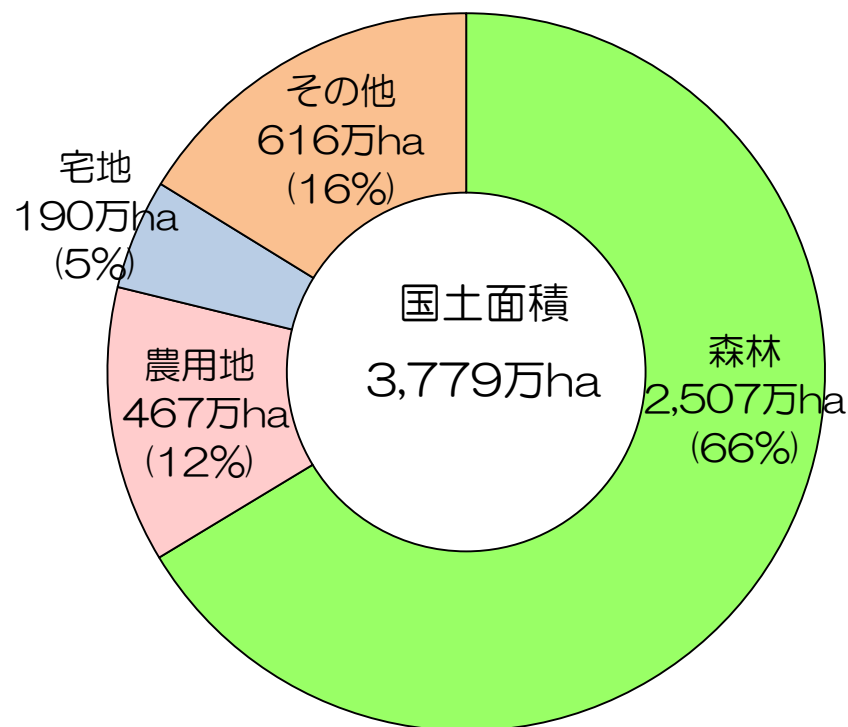
再生することが可能な資源から持続可能な方法で生産されるあらゆる形態のエネルギー。特にバイオマス、太陽光、水力、風力、地熱、海洋（潮力、波力、温度差）など。

## 固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー電気

- 太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスの5種類が対象。



## 我が国の国土利用の現況



(資料) 国土交通省「平成22年度土地に関する動向」  
※農用地面積は、農地面積と採草放牧地面積の合計。  
四捨五入の関係で内訳の和が合計と一致しない場合がある。

# 2. 固定価格買取制度の開始

○ 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が平成24年7月から開始。本制度を活用し、再生可能エネルギー発電による利益を農山漁村の所得向上等に結び付けることが課題。

平成25年度固定価格買取制度の買取価格

電源 (調達区分)	調達価格 (税込)	買取 期間	(参考) 平成24年度価格
太陽光 (10kW以上)	37.80 円/kWh	20年	42.00 円/kWh
風力 (20kW以上)	23.10 円/kWh		平成25年度価格 と同額
小水力 (200kW未満)	35.70 円/kWh		
バイオマス (未利用間伐材等)	33.60 円/kWh		
バイオマス (メタンガス発酵)	40.95 円/kWh		

再エネ発電設備の導入状況

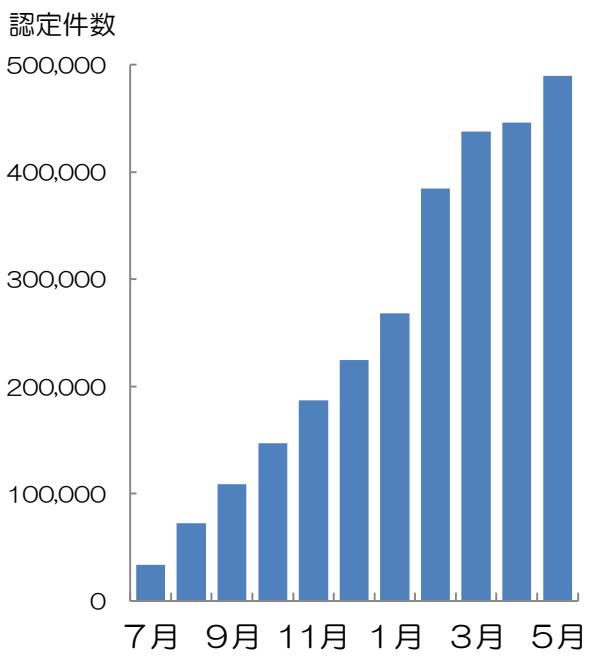
	固定価格買取制度 開始以前における 累積導入量 (A)	固定価格買取制度 開始以降に認定し た設備容量 (5月末) (B)
太陽光	約560万kW	2,091万kW
風力	約260万kW	80万kW
中小水力	約960万kW	8万kW
バイオマス	約231万kW	58万kW
地熱	約50万kW	0万kW
合計	約2,061万kW	2,237万kW

(資料) 資源エネルギー庁資料を基に作成。

# 3. 固定価格買取制度開始後の再生可能エネルギー導入状況と課題

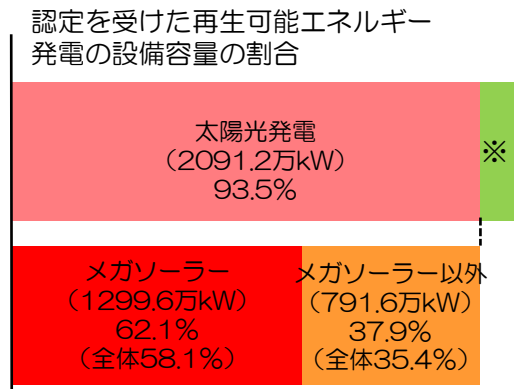
- 固定価格買取制度の開始後、太陽光発電設備を中心に再生可能エネルギー発電設備の認定が増加。
- 農山漁村における再生可能エネルギー発電は、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等を確保しつつ、市町村や農林漁業者等の関係者の密接な連携の下に、地域の活力の向上や持続的発展を図りながら促進される必要。

固定価格買取制度開始後の再生可能エネルギー発電設備の認定状況



(資料) 再エネ設備認定状況(資源エネルギー庁HPより)を基に作成(平成25年5月末時点)。

認定を受けた設備容量におけるメガソーラーの割合

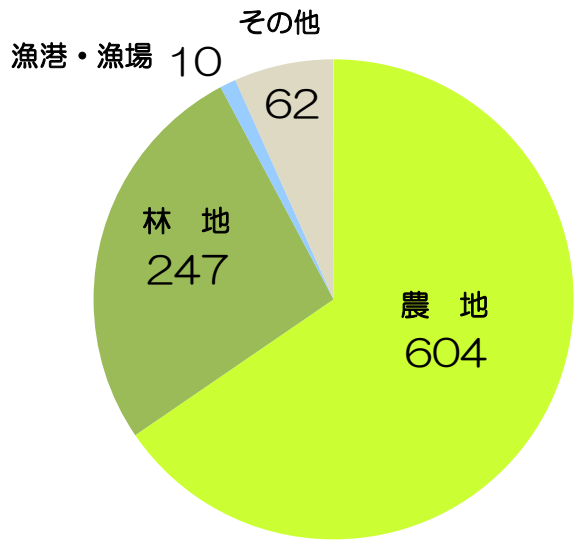


上記のうち太陽光発電の設備容量の割合

※その他 (145.9万kW) 6.5%  
 風力3.6%、バイオマス2.6%、小水力0.35%、地熱0.02%

(資料) 再エネ設備認定状況(資源エネルギー庁HPより)を基に作成(平成25年5月末時点)。

農林地等について再生可能エネルギー発電への利用に関する照会があった件数



(資料) 都道府県に対する平成24年5月~11月の間に照会があった件数のアンケート調査(平成24年12月:農林水産省再生可能エネルギーグループ実施)の結果を基に作成。(なお、アンケート結果には、上記のほかに「数件」、「数十件」と言った回答が含まれているため、実質的な照会件数は更に多くなる。)

# 4. 農林漁業と調和のとれた再生可能エネルギー発電の事例

○ 農山漁村において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の導入により、地域の活性化に結び付けている地域主導の取組が見られるところ。

## ＜太陽光発電＞

太陽光発電を活用した酪農経営による生乳のブランド化  
【北海道・浜中町農業協同組合】

### ＜設備＞

- ・ 太陽光発電設備 計1,050kW

### ＜概要＞

- ・ 農業協同組合が主体となり、100戸余りの農家で太陽光発電設備を設置。
- ・ 発電した電気は畜舎内で使用。余剰分は売電。
- ・ 太陽光発電を活用して生産した生乳を「エコ牛乳」としてアピール。

### ＜効果＞

- ・ 酪農家の電力経費の削減。
- ・ エネルギーの地産地消とCO2の排出削減。
- ・ ブランドイメージの向上。



## ＜小水力発電＞

小水力発電による土地改良区の維持管理費負担の軽減  
【栃木県・那須野ヶ原土地改良区連合】

### ＜設備＞

- ・ 小水力発電設備 計1,000kW

### ＜概要＞

- ・ 農業用水路の落差を利用して発電。
- ・ 発電した電気は土地改良施設に供給。余剰分は売電。

### ＜効果＞

- ・ 土地改良施設の維持管理費の軽減。



発電機設置前の水路



水車・発電機の設置

## ＜風力発電＞

風力発電の売電益による間伐の推進  
【高知県・梶原町】

### ＜設備＞

- ・ 風力発電設備 600kW×2基

### ＜概要＞

- ・ 町が風力発電所を設置。全量売電し、町の環境基金へ積み立て。
- ・ 基金積立金により、風車の売電益の一部を使い、間伐を行った森林所有者に町独自の交付金の交付やペレット向け間伐材の搬出費用の助成を実施。

### ＜効果＞

- ・ 地域の森林の適正管理。



## ＜バイオマス発電＞

未利用材を活用した木質バイオマス発電による林業振興  
【福島県・グリーン発電会津】

### ＜設備＞

- ・ 木質バイオマス発電設備 5,700kW

### ＜概要＞

- ・ 地元の林業者が主体となって事業を運営。
- ・ 発電燃料として、未利用間伐材等による木質チップを優先的に使用。

### ＜効果＞

- ・ これまで山に放置されていた未利用間伐材を燃料として買い取り、地域林業の活性化に寄与。
- ・ 発電事業、立木の間伐及び運搬、木質チップへの加工等のための雇用を創出。



# 5. 新たな農山漁村再生可能エネルギー法律のポイント

- 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を平成24年2月に国会に提出したが、同年11月の衆議院の解散により廃案。
- 今回、本法律が地域主導での「**農林漁業の健全な発展と調和**」のとれた再生可能エネルギー発電の促進により「**農山漁村の活性化**」を図る制度であるという基本理念を明確化し、かつ、そのことを現場まで徹底するため以下の規定を盛り込むとともに、題名を変更。

<法律の構成>	<廃案となった法案の規定>	<新法律のポイント>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">題名</div>	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案	⇒ ○ <b>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律</b>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">趣旨・目的</div>	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村の活性化	⇒ ○ 法律全体を通じる <b>基本理念</b> として、以下を規定 ① 地域の関係者の密接な連携の下に、 <b>地域の活力の向上及び持続的発展</b> を図ることを旨とすべきこと ② 地域の農林漁業の健全な発展に <b>必要な農林地等の確保</b> を図るため、再生可能エネルギー発電のための利用との調整が適正に行われなければならないこと
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">国の基本方針</div>	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する方針等	⇒ ○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による <b>農山漁村の活性化のための方針</b> であることを明確化
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">市町村の基本計画</div>	再生可能エネルギー発電設備整備区域の設定、発電設備整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組等	⇒ ○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による <b>農山漁村の活性化のための計画</b> であることを明確化 ○ 記載事項として、以下を追加 ・ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による <b>農山漁村の活性化に関する方針</b> ・ 自然環境の保全との調和等配慮すべき事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">設備整備計画</div>	整備する再生可能エネルギー発電設備の種類 ・ 規模、発電設備整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組等	⇒ ○ <b>農林漁業の健全な発展に資する取組を具体的に規定</b> ・ 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保 ・ 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進 ・ 農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進 等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">その他</div>	市町村に対する都道府県の情報提供、助言その他の援助	⇒ ○ 情報提供、助言その他の援助の主体として、 <b>国</b> を追加 ○ 計画作成市町村による <b>認定設備整備者に対する指導・助言</b> を追加



# 6. 再エネ発電設備に係る農地転用の取扱方向

○ 本法律に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備に係る農地転用許可制度上の取扱いについては、以下のような方向で検討。

**平成24年4月 閣議決定**  
 「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合には、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

**平成25年1月 閣議決定**  
 「(規制改革について)既往の閣議決定事項を着実に推進」

→ **平成25年3月**  
 支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置する場合の農地制度上の取扱いを通知で明確化

**平成25年6月 閣議決定**  
 「風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る」

**再エネ法関係(省令・基本方針)**

再エネ法に基づく再エネ発電設備整備区域(「整備区域」)に、第1種農地を設定する場合の基準を規定 (農用地区域には設定不可)

○再エネ発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能

- ① 再生利用困難な荒廃農地(赤)
- ② 再生利用可能な荒廃農地(黄)のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作に供されず、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地

○なお、風力発電設備に関しては、次の要件を満たす第1種農地について荒廃農地以外の農地(緑)も整備区域に含めることが可能

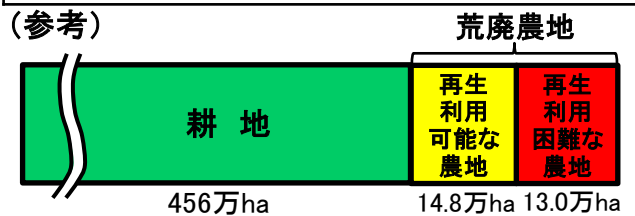
- ① 年間を通じて安定的に風が観測される場所であること
- ② 沿道など、農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること

**農地法関係(省令)**

左の整備区域内で再エネ法に基づく設備整備計画(事業者の計画)に従って整備される再エネ発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加 (これにより、再エネ法に基づく国・県の同意が可能に)

○この場合、次のことが必要

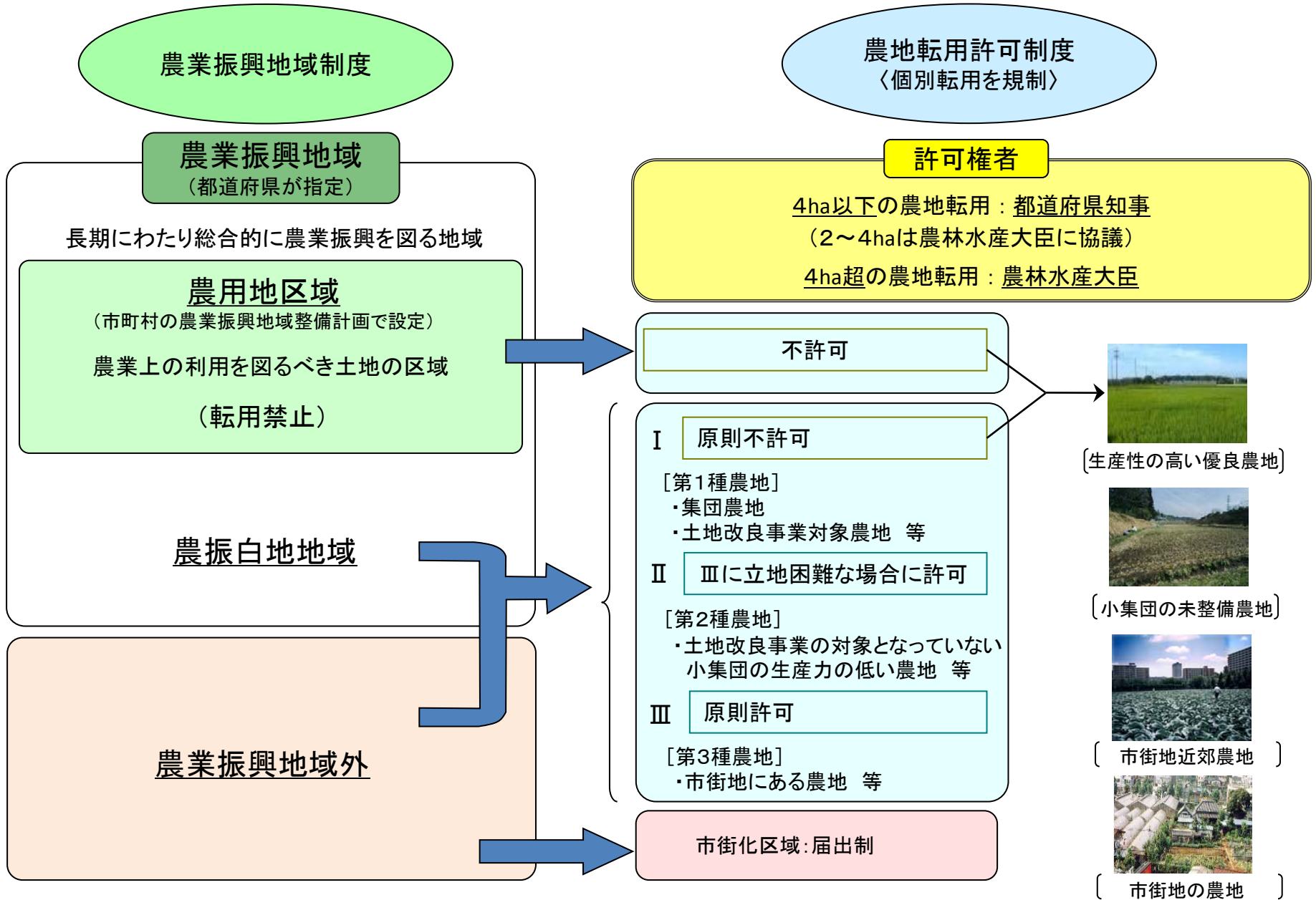
- ① 整備区域について、農業上の土地利用調整(国・県との調整)が調ったものであること
- ② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会(関係農林漁業者等により構成)において協議が調ったものであること



(風力発電設備の特徴)

- ・転用面積が点的
- ・発電設備が、設備下での営農可能な高さに設置
- ・立地場所が制約

# 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



# (参考) 経済対策における農山漁村再生可能エネルギー対策の位置付け

## ●日本経済再生に向けた緊急経済対策

(平成25年1月11日閣議決定)

### Ⅱ-2-(2) 「攻めの農林水産業」の展開

農林水産業の高付加価値化等を図り、競争力のある「攻めの農林水産業」を展開すべく、

- ・・・農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギーの展開等に取り組む。
- 一・・・再エネ発電収入を地域の農林漁業の発展に活用等

(農林水産省)

## ●日本再興戦略

(平成25年6月14日閣議決定)

### 二. 戦略的市場創造プラン

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

- 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等を進めつつ、今後5年間に約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。